

●香川県公告第二百八十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第二項の規定による変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十四年四月二十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所

イオン株式会社

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジャスコ寒川ショッピングセンター

さぬき市寒川町石田東甲一三七五番地ほか

3 変更しようとする事項

一 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

イオン株式会社及び株式会社宮脇書店

変更前 開店時刻 午前九時

閉店時刻 午後十一時

変更後 二十四時間営業

株式会社大創産業

変更前 閉店時刻 午後十一時

変更後 閉店時刻 午前零時

二 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前 午前八時半から午後十一時半まで

変更後 二十四時間

三 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

別図のマックスバリュ棟に附帯する荷さばき施設

変更前 午前六時から午後九時まで

変更後 午前六時から午前零時まで

なお、「別図」は、省略し、その図面を三の1の場所において三の2の期間縦覧に供する。

4 変更年月日

平成十四年四月十五日

5 変更する理由

消費者のニーズに応えるため。

二 届出年月日

平成十四年四月十二日

三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部商工政策課

さぬき市役所産業経済部商工観光課

2 縦覧期間

平成十四年四月二十三日（火曜日）から同年八月二十三日（金曜日）まで

四 意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（平成十四年八月二十三日（金曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部商工政策課及びさぬき市役所産業経済部商工観光課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

1 記載すべき項目

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- 二 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- 三 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- 四 意見の内容

2 提出先

郵便番号七六〇-八五七〇

高松市番町四丁目一番十号

香川県商工労働部商工政策課商業・組織グループ